

令和 8 年 4 月 13 日

関 係 各 位

東京検疫所
食品監視課・食品監視第二課

ゴールデンウィークにおける輸入食品監視業務について

平素より、輸入食品監視業務にご理解とご協力をいただき、御礼申し上げます。
今年度における、当所食品監視課及び食品監視第二課の標記対応は下記のとおりです
ので、ご了知の上、対応方よろしくお願い申し上げます。

記

1 閉庁日について

令和 8 年 4 月 29 日（水）及び 5 月 2 日（土）から 5 月 6 日（水）まで

2 閉庁日における食品等の輸入手続きについて

- (1) 食品等の輸入手続きについては、「事前届出制度」や「貨物搬入前の届出済証の交付について（平成 14 年 9 月 18 日付食検発第 0918001 号）」を活用し、閉庁日に手続きが完了するようご配慮ください。
- (2) 検査命令該当貨物のうち、閉庁日に検査結果が判明し輸入通関を希望する場合には、令和 8 年 4 月 22 日（水）までに担当課（食品監視課：03-3599-1520、食品監視第二課：047-437-1381）にご連絡をお願いします。
- (3) 閉庁日に輸入手続きが必要な場合は、当日、東京検疫所羽田空港検疫所支所食品監視課（03-6847-9320、受付時間 8:30～17:15）にご連絡をお願いします。
- (4) 輸入食品監視支援システム（FAINS）のゴールデンウィークにおける運用等については、NACCS 掲示板をご確認ください。